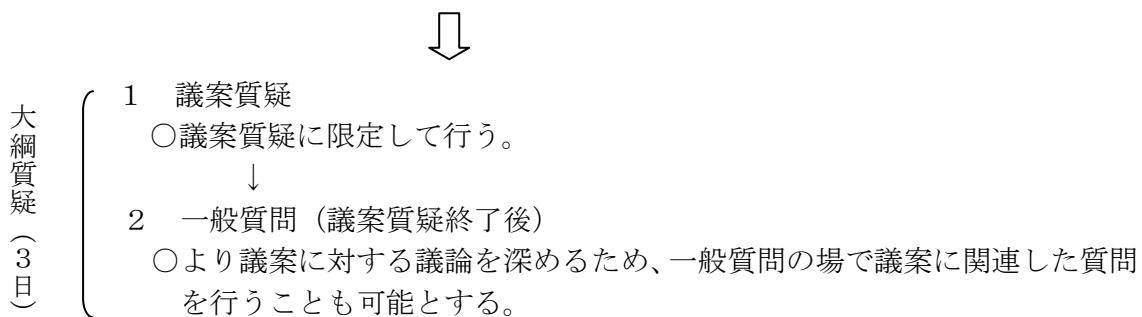


大綱質疑 3 日 (議案質疑の後に一般質問)

◆議案審議の充実について

目的：議案審議の充実
議会審議の活性化 → 5月議会で試行

具体策 ○従来の大綱質疑は「議案質疑＋一般質問」であるが、5月、11月議会では、
議案審議の場と一般質問の場を区別して設ける。
(2月、8月議会は、予算・決算議案が審議されるため、議案審議と一般質問
の区別が困難)

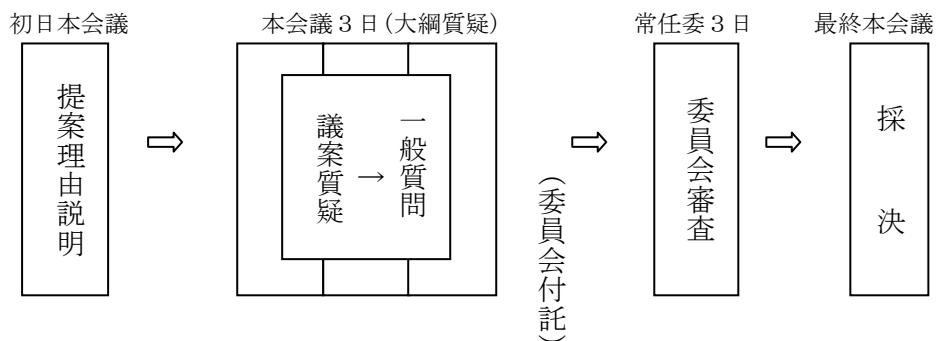


※大綱質疑3日間における会派等の持ち時間（38分×会派等人数（答弁時間
を含む）、複数可（人数制限なし）などのルールは従前どおり。

※発言順序は、議案質疑・一般質問それぞれにおいて大会派順とし、2巡目
以降繰り返す扱いとする。なお、同一議員が、議案質疑と一般質問の両方を行
うことは可能とする。

※2日目の議運では、議案質疑・一般質問ごとに発言者名・発言予定時間を
通告する。

【5月、11月議会イメージ】



※平成25年5月定例会において試行する。

ただし、問題等が発生した場合は、その都度議会運営委員会において協議する。

※試行後、問題点を検証の上、11月議会に反映させていく。